

第 3 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年4月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第39号 令和元年度熊本県一般会計補正予算（第7号）

専第 39 号

令和元年度熊本県一般会計補正予算（第7号）

令和元年度熊本県の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,527,370千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 822,682,671千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和2年3月9日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 入 金		<b>34,977,304</b>	<b>27,350</b>	<b>35,004,654</b>
	1 基金繰入金	33,974,243	27,350	34,001,593
2 諸 収 入		<b>57,016,066</b>	<b>2,500,020</b>	<b>59,516,086</b>
	1 貸付金 元利収入	43,055,763	2,500,020	45,555,783
歳 入 合 計		<b>820,155,301</b>	<b>2,527,370</b>	<b>822,682,671</b>

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 衛 生 費		<b>56,380,947</b>	<b>4,263</b>	<b>56,385,210</b>
	1 公衆衛生費	39,047,700	4,263	39,051,963
2 農 水 産 業 林 費		<b>70,343,827</b>	<b>18,951</b>	<b>70,362,778</b>
	1 農 業 費	17,015,645	14,157	17,029,802
	2 林 業 費	18,083,007	954	18,083,961
	3 水 産 業 費	6,314,385	3,840	6,318,225
3 商 工 費		<b>56,284,014</b>	<b>2,504,156</b>	<b>58,788,170</b>
	1 商 業 費	45,356,084	2,504,156	47,860,240
歳 出 合 計		<b>820,155,301</b>	<b>2,527,370</b>	<b>822,682,671</b>

第 2 表 繰越明許費補正

変 更

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 農 林 水 産 業 費		千円 <b>18,457,086</b>	千円 <b>18,476,037</b>
	1 農 業 費	4,213,981	4,228,138
	2 林 業 費	11,306,459	11,307,413
	3 水 産 業 費	2,936,646	2,940,486
合	計	<b>18,457,086</b>	<b>18,476,037</b>

第3表 債務負担行為補正

変更

補正前			補正後		
事項	期間	限度額	事項	期間	限度額
中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額 390億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	令和元年度～令和14年度	千円 421,200	中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額 490億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	令和元年度～令和14年度	千円 469,200